平成２６年（フ）第９５６号
福岡県糟屋郡志免町志免東２丁目９番22号
破産者　茨木久美子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５６０号
福岡市博多区須崎町７番11号
破産者　福田　浩之
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４０７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒168番地１サンパラッツオⅡ―301号
破産者　辻　　眞子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２９号
福岡市博多区月隈６丁目14番37―402号
破産者　諸江　裕子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６９５号
福岡県糟屋郡宇美町若草２丁目10番８号
破産者　山岡　知博
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８５６号
福岡市博多区堅粕３丁目５番５―1106号
破産者　竹内　　淳
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９００号
福岡県太宰府市石坂１丁目18番30―603号
破産者　伊藤　淳子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９５８号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目３番10号
破産者　中村　正則
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３号
大分市東津留１丁目３―31　メゾンアーク津留302、住民票上の住所大分県佐伯市蒲江大字畑野浦128番地
破産者　渡邉　貢造（旧姓濵矢）
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３２号
大分市下郡南２丁目３番31号　メゾン・ド・アヴュディールＢ102
破産者　瑞木　伸平
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４０４号
福岡県太宰府市坂本３丁目１番48―102号
破産者　廣田　光代
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６６８号
福岡県筑紫野市大字立明寺534番地１
破産者　長澤由起子
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１０号
福岡市城南区別府２丁目10番22―301号
破産者　簑原　哲成
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１１号
福岡市城南区別府２丁目10番22―301号
破産者　簑原智惠美
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９４３号
福岡市東区和白６丁目４番50―201号
破産者　亀川　忠徳
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９９０号
福岡市博多区須崎町３番６号
破産者　小池　一夫
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5146番地16
破産者　小串ユカリ
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
沖縄県浦添市当山１丁目３番15―206号　コーポラス内間
破産者　棚原　孝子
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３７６号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目６番37号
破産者　石川　義弘
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部